

国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の利用及び貸付に関する 規程

制定 令05規程第49号 令和6年4月1日

(令03規程第10号の全部改正)

最終改正 令和7年4月1日 令06規程第50号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が保有する研究施設、研究設備及び研究装置（以下「研究施設等」という。）の利用及び貸付（他の規程、要領又は約款等に基づく利用及び貸付を除く。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利用」とは、研究所の保有する研究施設等を利用すること（第5条第1項の役務提供、同条第2項の技術指導及び同条第3項の技術代行を受ける場合を含む。）をいう。

2 この規程において「利用希望者」とは、研究施設等の利用及び貸付を希望する研究所外の者（転借人を除く。）であって、研究所との間で利用契約を締結していない者をいう。

3 この規程において「利用者」とは、第3条第3項又は第4項の規定に基づき研究所との間で研究施設等の利用契約を締結した者又は賃貸借契約を締結して研究施設等の貸付を受けた者をいう。

4 この規程において「一時利用」とは、利用者が研究施設等を占有することなく利用すること（次項後段に規定する場合を除き、また、第12条（同条第6項により準用される規定を含む。）にあつては、株式会社AIST Solutions（以下「AISol」という。）が研究施設等を占有することなく転借人に利用させることを含む。）をいう。

5 この規程において「貸付」とは、利用者が研究施設等を占有して利用するために研究所がこれを貸し付けること（第12条（同条第6項により準用される規定を含む。）にあつては、AISolが転貸するために研究所がAISolにこれを貸し付けることを含む。）をいう。なお、利用が第3条第1項第4号ロからホまでに該当する場合であつて、研究所と利用者（転借人を含む。）が研究施設等を共同で利用するときは、貸付とみなす。

6 この規程において「施設管理者」とは、研究施設等の運営管理を行う者という。

7 この規程において「転貸」とは、AISolの事業の用に供する場合において、AISolを通じて研究施設等を転借人に利用させ、又は貸し付けることをいう。

8 この規程において「転借人」とは、転貸を受け、又は受けようとする研究所以外の者をいう。

(利用希望者による一時利用及び貸付の方法)

第3条 研究所は、次に掲げる要件が全て満たされていると認める場合には、利用希望者が希望する研究施設等の一時利用又は貸付を受け入れることができる。

- 一 安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。
 - 二 研究所の業務に支障を来すおそれがないこと。
 - 三 我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと。
 - 四 貸付においては、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - イ 研究所の知的財産権（国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は研究成果物等（国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程（13規程第45号）第3条第1項第2号に規定するものをいう。）を活用するもの
 - ロ 研究所と共同研究（国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程（13規程第22号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）を行う場合であって、研究所が共同研究の実施に必要であると認めるもの
 - ハ 研究所が加入する技術研究組合（国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研究組合事業規程（22規程第24号）第1条に規定するものをいう。）が相手先となるもの
 - ニ 研究所が技術コンサルティング（国立研究開発法人産業技術総合研究所技術コンサルティングに関する規程（27規程17号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う場合であって、研究所が技術コンサルティングの実施に必要であると認めるもの
 - ホ AISo1が研究所外の者と契約を締結し、その実施の全部又は一部を研究所がAISo1から受託した事業の実施に必要であると認めるもの
 - ヘ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第14条の25に掲げる研究施設等を希望する場合であって、新たな事業活動を行う者の利用であり、かつ、鉱工業の科学技術に関する研究開発又はその成果を活用するもの
 - 五 研究施設等が国立研究開発法人産業技術総合研究所土地及びスペース管理規程（令02規程第27号）に規定する特定スペースである場合にあっては、当該特定スペースの利用に係る条件に合致していること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、研究施設等の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。
- 2 利用希望者は、一時利用又は貸付を希望するときは、あらかじめ施設管理者の内諾を得て、申込書を研究所に提出しなければならない。ただし、一時利用の期間は1年以内とし、1年を超える期間の一時利用を希望するときは、申込書を再度提出するものとする。
 - 3 研究所は、第1項の規定により一時利用を受け入れる場合には、回答書により一時利用の受入を通知し、研究所と利用希望者との間に約款に基づく研究施設等の利用契約を成立させるものとする。
 - 4 研究所は、第1項の規定により貸付を受け入れる場合には、回答書により貸付の受入を通知し、利用希望者と賃貸借契約、利用契約等を締結する。また貸付に関して必要な事項を定めた覚書を締結することができるほか、利用者に、研究所を受取人とする損害賠償保険契約等を締結させることができる。
 - 5 研究所は、第1項各号に掲げる要件が満たされていることを認めるに当たり、第三者の意

見を聞くことができる。

- 6 研究所は、第1項各号に掲げる要件のうちいずれかが満たされない場合には、回答書により受入ができないことを利用希望者に通知する。

(利用の受入の取消し又は停止及び中止)

第4条 研究所は、利用者が前条第3項に規定する一時利用の利用契約に違反した場合、又は研究所の管理上の必要があると認める場合には、前条第3項に規定する一時利用の受入を取り消し、又は一時利用の中止を命ずることができる。

- 2 前条第3項に規定する一時利用の利用契約は、前項の規定による利用受入れの取り消し、又は利用中止命令により、解除されるものとする。

- 3 研究所は、貸付において、研究施設等の管理上の必要から安全な利用の継続が困難と認める場合又は天災事変その他の不可抗力によって利用の継続が困難となった場合は、利用者に対して利用の停止を命ずることができる。

- 4 研究所は、貸付において、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用者利用の中止を命ずることができる。

一 前項に規定する場合であって、長期にわたり利用の再開が困難であると研究所が判断するとき。

二 利用者が研究所の信用を失墜させたとき、研究所の規程、規則等を遵守しなかったときその他の利用の継続が困難であると認められる別に定める要件のいずれかに該当したとき。

三 利用者の銀行取引が停止されたとき、破産手続きが開始されたときその他の利用者の経済的信頼性が損なわれたと認められる別に定める要件のいずれかに該当したとき。

- 5 研究所は、前項に基づく利用の中止を命じた場合、前条第4項に定める賃貸借契約を解除する。

(役務提供、技術指導及び技術代行)

第5条 研究所は、一時利用において利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との間で協議させた上、研究施設等の操作、運転等の役務提供を利用者に対して実施することができる。

- 2 研究所は、一時利用において利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との間で協議させた上、研究施設等の操作及び運転方法、実験資料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関する技術指導を利用者に対して実施することができる。

- 3 研究所は、一時利用において利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との間で協議させた上、観察、分析、解析、加工、試料作製等に関する技術代行を利用者に対して実施することができる。

(利用料等の徴収)

第6条 研究所は、利用に係る利用料等を利用者から徴収することができる。

- 2 前項に規定する利用料等の算出方法に関して必要な事項は、別に定める。

(返還)

第7条 利用者は、貸付において、貸付期間満了の日又は研究所から利用の中止を命ぜられた

ときにおける研究所が指定する日までに研究所に研究施設等を返還しなければならない。

- 2 利用者は、前項に規定する研究施設等の返還にあたって、研究所による現状の確認を受け、利用者の責により原状回復を行わなければならない。ただし、研究所と利用者の間で、別途合意がある場合はこの限りではない。なお、研究所と利用者の間で、同一の研究施設等に係る貸付期間が連続した二以上の賃貸借契約がある場合における回復すべき原状は、別に定めのない限り、初回の賃貸借契約で定める貸付期間開始日の原状とする。

(安全管理)

第8条 利用者は、貸付において、以下の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働基準監督署への届出等
- 二 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防署への届出等
- 三 研究施設等の利用前及び利用中に必要となる法令、条例及び地方公共団体の規則に定めのある許可申請、届出等

- 2 利用者は、利用において労働災害の防止と労働者の安全と健康の確保、防火及び防災に努め、利用中に事故、緊急事態等が発生した場合は、速やかに研究所に報告しなければならない。

(修復等)

第9条 利用者は、利用において、研究施設等を損傷し、汚損し又は研究所の建物等の環境を害した場合であって、研究所が修復又は金銭による賠償を命じたときは、研究所が指定する期日までに、当該修復又は金銭による賠償をしなければならない。

(免責)

第10条 研究所は、利用において研究所の責めに帰さない事由により発生した事故により利用者が負う被害又は損害に対する一切の補償を行わないものとする。

- 2 研究所は、第4条第3項及び第4項並びに第5項に基づく利用の停止又は中止並びに契約の解除により生じた利用者の損害を賠償する一切の責任を負わないものとする。

(製造物責任)

第11条 研究所は、利用者が研究施設等を利用した事業による製造物及びその製造方法の一切の責任を負わないものとする。

- 2 研究所が、利用者の研究施設等の利用に伴う製造物及びその製造方法のために損害を負った場合は、利用者は、その額を研究所に賠償しなければならない。

(AISo1に関する特例)

第12条 研究所は、AISo1が、転貸を目的とする研究施設等の一時利用又は貸付を希望する場合、転借人が第3条第1項各号に掲げる要件をいずれも満たすと研究所が認めるときに限り、当該一時利用又は貸付を受け入れることができる。

- 2 AISo1は、転貸を目的とする一時利用又は貸付を希望するときは、あらかじめ施設管理者の内諾を得て、申込書を研究所に提出しなければならない。ただし、転貸を目的とする一時利用の期間は1年以内とし、1年を超える期間の一時利用を希望するときは、申込書を再度提出するものとする。

- 3 研究所は、第1項の規定によりAISo1の転貸を目的とする一時利用を受け入れる場合に

は、回答書により一時利用の受入を通知し、研究所とAISo1との間に約款に基づく研究施設等の利用契約を成立させるものとする。

4 研究所は、第1項の規定により AISo1 の転貸を目的とする貸付を受け入れる場合には、回答書により貸付の受入を通知し、AISo1 と賃貸借契約、利用契約等を締結する。また貸付に関して必要な事項を定めた覚書を締結することができるほか、AISo1 又は転借人に、研究所を受取人とする損害賠償保険契約等を締結させることができる。

5 前二項の場合において、研究所は、AISo1 に対し、この規程に基づき研究所が AISo1 との間で締結する利用契約又は賃貸借契約に係る研究所の権利の行使及び AISo1 の義務の履行（転借人による履行を含む。）を保障する契約を転借人との間で締結すべき旨の条件を付すものとする。

6 第3条第5項及び第6項並びに第4条から前条までの規定は、転貸を目的とする一時利用又は貸付について準用する。この場合において、第3条第6項中「回答書により受入ができないことを」とあるのは「受入ができないことを」と、同項、第4条、第6条から第9条まで及び第11条第2項中「利用希望者」又は「利用者」とあるのは「AISo1」と、第5条、第10条及び第11条第1項中「利用者」とあるのは「AISo1又は転借人」と、それぞれ読み替える。

（雑則）

第13条 その他、研究施設等の利用及び貸付並びに転貸に関し必要な事項については、要領で定める。

附 則（令05規程第49号・全部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の事業者の技術移転目的使用に関する規程等の廃止）

第2条 次に掲げる規程は、廃止する。

一 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の事業者の技術移転目的使用に関する規程（20規程第49号。以下「旧技術移転使用規程」という。）

二 国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等の利用に関する規程（25規程第60号）（経過措置）

第3条 この規程の施行前に、この規程による改正前の規程又は前条の規定による廃止前の旧技術移転使用規程の規定に基づき利用の適否を決定し、又は使用を承諾したものは、この規程による改正後の規程の相当規定により利用の適否を決定したものとみなす。

2 前項に規定する利用の適否の決定又は使用の承諾に基づき締結する契約その他の利用の条件については、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令06規程第9号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年9月2日から施行する。

(産学官連携共同研究施設利用要領の廃止)

第2条 産学官連携共同研究施設利用要領(18要領第48号。以下「施設利用要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 施設利用要領の規定は、この規程の施行前に同要領の規定に基づき許可の通知があった産学官連携共同研究施設の利用については、令和7年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (令06規程第50号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に、この規程による改正前の規程又は国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程(13規程第22号)若しくは国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研究組合事業規程(22規程第24号)の規定に基づき利用の適否を決定し、又は使用を承諾したものは、この規程による改正後の規程の相当規定により利用の適否を決定したものとみなす。

2 前項に規定する利用の適否の決定又は使用の承諾に基づき締結する契約その他の利用の条件については、研究所と合意したものに限り、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規程の施行前に、国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー支援規程を廃止する等の規程(令06規程第31号)による廃止前の国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー支援規程(令02規程第8号)の規定に基づく施設、研究装置等の使用許可に基づき締結した契約であって、貸付期間に令和7年4月1日以降の期間を含むものは、その貸付期間終了までの間は、なおその効力を有する。